

## **[事案 2024-360] 遡及解約等請求**

・令和 8 年 2 月 10 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、特約部分を遡及して解約すること求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 2 月に積立保険を契約したが、以下等の理由により、収入保障保険特約だけを解約してほしい。それができなければ、本特約に係る 60 歳時から 65 歳時までの保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人からは、自分が 60 歳になった時点で収入保障特約を解約できると説明された。
- (2) (1) の説明にも関わらず、死亡保障が 1,000 万円未満の場合は解約の取扱いができなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に 60 歳になった時点で収入保障特約を解約できると説明した事実はない。
- (2) 死亡保障が 1,000 万円未満の場合は解約の取扱いができないことは、説明義務の対象ではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。